

名古屋港管理組合公報

令和7年3月14日
(金曜日)
第124号

目次

○港湾施設の使用停止	1
○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正	2

告 示

名古屋港管理組合告示第5号

次の港湾施設は、令和7年3月15日から当分の間、使用を停止する。

令和7年3月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

○ 施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
八熊橋荷さばき地 (八熊橋)	4 ^級	名古屋市中川区富川町	352 ^{平方メートル}	区画1
中川運河58号(中川58)	4	名古屋市中川区富川町	339	区画1
中川運河59号(中川59)	4	名古屋市中川区富船町	70	区画1
中川運河61号(中川61)	4	名古屋市中川区富船町	998	区画1

訓 令

訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和三十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
令和七年三月十四日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

様式第三号中「五」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定に基づき交付されている身分証明書については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定に基づき身分証明書が交付されるまでの間、同規程の規定により交付されたものとみなす。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合